

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱製紙株式会社			コード	3864
提出日	2022/5/30	異動(予定)日	2022/6/28		
独立役員届出書の提出理由	6月28日開催予定の定時株主総会における取締役2名(重任)と取締役1名(新任)選任に伴い、新任者1名を独立役員として届け出るとともに、重任者の記載内容を確認のうえ、一部変更するものです。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	竹原相光	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	片岡義広	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	篠原三典	社外取締役	○														○	新任	有
4	殿岡裕章	社外監査役	○												△			訂正・変更	有
5	滝沢 聡	社外監査役	○												△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同取締役が現在在籍する、ZECOOPARTNERS株式会社と当社の間には取引がなく、当社及び同社のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるような関係ではありません。	同取締役は、公認会計士として財務・会計に関する専門知識を有し、ZECOOPARTNERS株式会社の取締役会長として、経営コンサルティング業務等を通じて豊富な企業経営に関する知見を有しております。引き続き当社の経営全般に対しての提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしていただくべく、社外取締役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
2	同取締役が現在在籍する、片岡総合法律事務所と当社の間には取引がなく、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるような関係ではありません。	同取締役は、弁護士として法律に関する専門知識を有し、片岡総合法律事務所のパートナー所長として、企業法務に長年携わっている経験から企業経営を統括する上で十分な見識を有しております。引き続き当社の経営全般に対しての提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしていただくべく、社外取締役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
3	同取締役候補者が過去在籍していた、日本ハム株式会社と当社との間には取引がなく、当社及び同社のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるような関係ではありません。	同取締役候補者は、日本ハム株式会社の代表取締役副社長(2019年3月まで)を務め、営業や海外事業も含めた経営企画、事業の構造改革を担うなど会社経営全般に亘っての豊富な実績を有しております。当社の経営全般に亘る提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者としております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として届け出るものであります。
4	同監査役が過去在籍していた、明治安田生命保険相互会社と当社との間に金融取引等はありませんが、その額は2022年3月期で243百万円、借入金は同年3月31日現在で1,900百万円と当社の借入金総額の2.2%程度であるため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。	同監査役は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役副社長を務め(2016年3月まで)、経理及び財務に関する専門的知見と企業経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験と広い見識をもって、独立した立場から、当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていただくべく、社外監査役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
5	同監査役が過去在籍していた、三菱UFJ信託銀行株式会社と当社は取引関係がありますが、その額は2022年3月期で36百万円と僅少であるため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。また、現在在籍する、三菱UFJトラストビジネス株式会社と当社との間に取引はなく(2022年3月期)、同社と当社との間に特別な関係はありません。	同監査役は、三菱UFJ信託銀行株式会社の専務執行役員(2019年3月まで)を務めたのち、現在は三菱UFJトラストビジネス株式会社の代表取締役社長に就いており、経理及び財務に関する専門的知見と企業経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験と広い見識をもって、独立した立場から、当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていただくべく、社外監査役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性並びに企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

4. 補足説明

【独立性判断基準】

当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針として、次のいずれかの項目に該当する場合は独立性を有しないものとします。ただし、下記⑫は社外監査役についてのみ適用されるものとします。

- ① 当社及び当社の子会社の業務執行取締役、執行役員、その他の従業員（以下「業務執行者」という。）である者、又は過去 10 年間において当社及び当社の子会社の業務執行者であった者
 - ② 当社及び当社の重要な子会社（※1）（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（※2）
（当該者が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - ③ 当社の主要な取引先（※3）（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - ④ 当社の主要な借入先（※4）である金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社（※1）の業務執行者
 - ⑤ 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー、アソシエイト、職員若しくは従業員である者
 - ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※5）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、その社員、パートナー、アソシエイト、職員若しくは従業員である者）
 - ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産（※5）の寄付を受けている者
（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体の業務を執行する役員、社員若しくは使用人である者）
 - ⑧ 当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある会社又はその親会社若しくは重要な子会社（※1）の業務執行者
 - ⑨ 当社の議決権の 10%以上の株式を保有する株主（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - ⑩ 過去 3 年間に上記②から⑨に該当していた者
 - ⑪ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者（※6）に限る。）の近親者（※7）
 - ⑫ 下記（1）から（3）に該当する者の近親者（※7）
 - (1) 当社の子会社の非業務執行取締役である者
 - (2) 当社の子会社の会計参与である公認会計士又は税理士（当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士若しくは税理士である者）
 - (3) 過去 1 年間に上記（1）若しくは（2）又は当社の非業務執行取締役等に該当していた者
- （※1）重要な子会社とは、連結子会社をいい、当社の場合には事業報告に「当社の重要な子会社」として記載している会社をいいます。
（※2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における連結売上高の 5%を超える金額の支払いを受領している者をいいます。
（※3）当社の主要な取引先とは、当社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の 5%を超える金額の支払いを行っている取引先をいいます。
（※4）当社の主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先をいいます。
（※5）多額の金銭その他の財産とは、その価額の合計が当該財産を受領している者の直近事業年度において(i)個人の場合には 1000 万円以上、(ii)法人等の団体の場合には(ii-1)コンサルタント等については、当該団体（法律事務所等）の連結売上高の 2%以上、(ii-2)寄付については、当該団体（公益社団法人等）の年間総費用の 30%超のものをいいます。
（※6）重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所所属する者のうち公認会計士、法律事務所所属する者のうち弁護士、財団法人、社団法人、学校法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的かつ合理的に判断される者をいいます。
（※7）近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。